

企画総務委員会 送付5-7

神田警察通りⅡ期工事の中断と調整を求める陳情

受付年月日 令和5年2月13日

陳情者 提出者 1名

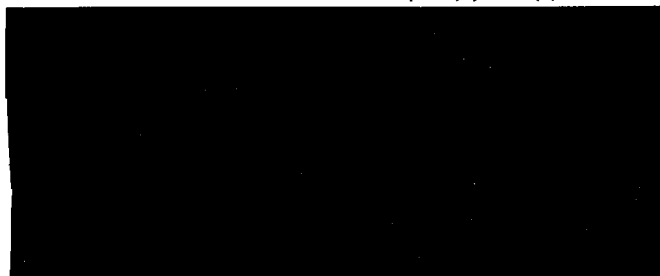
陳情書

千代田区議会議長 桜井 ただし 様



神田警察通りⅡ期工事の中断と調整を求める陳情

2023年2月13日



2023年2月6日（月）未明、神田警察通りⅡ期工事における4本のイチョウの街路樹が、突如伐採されました。以下の経過および理由により、伐採の中断と状況の調整、対話の再設定を求めます。

事実経過：

- 1) 私たちの多くが街路樹の伐採計画を知ったのはわずかに約1年前です。状況や背景を知り、関連資料などを読み、皆の意見を聞き、伐採反対多数と分かり、区や協議会に対話を求めてきました。ところが始まった途端に「合意点がない」とされて、対話の機会を失い、強引に工事を進める区に対し、致し方なく、現場で見守りを始めました。その間も対話を求めていたことには変わりはありません。
- 2) 私たちは、道路工事そのものに反対ではないことから、昨年6月、街路樹の伐採に関わらない部分の工事（カッター工事、試掘工など）について協力し、工事を静かに見守っておりました。
- 3) その間に街路樹を伐採しない道路工事のあり方について協議調整をすべく、工事資料の提供と工事説明を求め、担当係長が持ち帰り回答するとのやりとりのまま、連絡待ちの状態でした。
- 4) 区は、6月30日に街路樹を伐採しない試掘工を行う際に、下記を記載して「工程表」を配布しました。そこに「①変更が生じる場合は、 様へ事前連絡します。②作業にあたっては、木の根に影響がないように努めます」と明記しています。
- 5) 7月3日に私たちは工事説明会の開催および工程に関する協議の「要望書」を、行政と事業者申し入れました。路上ではなく公共施設できちんと工事説明会をするよう求めましたが、道路公

園課の職員（現場責任者）は、「平面図、立面図等の資料を準備しているが、書類が整わず説明会ができないので、工事ができない」「工事を再開する時は必ず■■■■さんに連絡する」と7月6日～8日数回確約があり、今後の対話を確信して私たちは約70日間の現場での見守りをストップしました。

工事中断と調整を求める理由：

1) 明大通りや東郷公園では、対話を通じ意見の相違が解決している

・当初意見相違がありながらも、明大通りや東郷公園では、外部のファシリテーター（※）を交えた話合いを通じて解決しています。まちづくりの目標は、人と人とをつなぐことにあるはずで、本計画は閉鎖的かつ不正確な情報提供のまま議決されてしまった経緯があります。女性や若者など多様な方々も含め、住民同士の協議・対話とその調整が必要です。

2) 街路樹を残したまま道路整備が可能であること

・樹齢60年超の健全木であるイチョウ30本を伐採しなくても、原則として歩道2mとする弾力的運用は、I期工事や二七通りなど他の道路同様に可能であることが、議会の質疑の中にも表れてきています。

3) 道路工事そのものに反対していない

・私たちは道路工事に反対するものではありません。道路、街路樹以外も含めた、全体的な街づくりのために、2月20日の週に「神田警察通りまちづくり勉強会」を企画し、区の目指すまちづくりについて学ぶため、まちづくり担当課長に講師の依頼をしていました。

上記の理由により、対立が深まるばかりの街路樹の伐採工事を中断し、中立公正な立場で議論を導くファシリテーターを入れるなど、住民同士の協議のあっせん、環境の整備、議決後のチェックを区議会にお願い致します。

（※ファシリテーター…それぞれのニーズの内容を把握し、双方のニーズがお互い満たされるよう調整を行う役割）

以上

千代田区環境まちづくり部道路公園課 御中
大林道路株式会社 御中

工事説明会の開催及び工程に関する協議の要望書

本件については、現在までに関係者が集まった中での図面・工程表を元にした正式な説明会は一度も開催されていません。

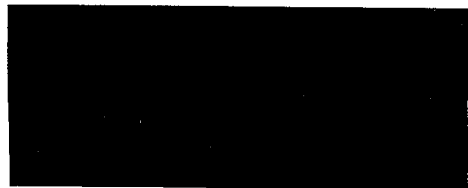
私たちは、現在の試掘工はイチョウを伐採しなくても必要な準備工事であると区の担当者から説明があり、それにより了承してきましたが、2022年7月6日より開始予定とされている雨水樹及び取付管は、イチョウを伐採することを前提とした本工事であると考えます。よって、南側終了後は北側の試掘工を優先するなど、住民との丁寧な協議を求めます。

7月1日の夜間の路上で要望した通り、たとえ小規模な土木建築工事であっても、事前の工事説明会は必要です。当該プロジェクト完成後の日照や交通流の変化に関する正直な予測と対応策を説明しなければなりません。

また直近の施工段階については、騒音・振動工事や大型車両の出入り、地盤変状など、住民が心配するであろう事項を含む、作業内容・作業範囲・工程などすべての必要な情報を開示する必要があります。工事の規模の大小に関わらず、思わぬトラブルの発生があり得るので、施主が民間であっても、公共であるなら尚更、丁寧な事前説明が必要です。

路上ではなく、公共施設の中で、工期や作業内容についての住民が理解・納得できるよう説明会の開催および下記の資料の提出を求めます。

- ・ 図面の完成版（横断面・縦断面、平面図）
 - ・ 日照や交通流の変化に関する予測・対応策
 - ・ 工程表
 - ・ 作業内容・作業範囲
 - ・ 騒音・振動対策
 - ・ 大型車両の出入り
- など





神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事(第5号)			施工時期 施工時間 施行箇所		令和4年6月30日～7月8日 夜間20:00～6:00 白山通り～千代田通り 区間(南側)					作成日2022/06/30	
番号	作業内容	6月	7月								
		30	1	2	3	4	5	6	7	8	
		木	金	土	日	月	火	水	木	金	
1	舗装版切断工	■									
2	試掘工		■			■	■				
3	雨水柵及び取付管							■	■	■	

※1 変更が生じる場合は、様へ事前連絡をします

※2 作業にあたっては、木の根に影響がないように努めます